

申請書に添える 申請書類									
許可を受ける ようとする者	所持許可申請					射撃資格認定申請			所持許可更新申請
	現に猟銃又は空気銃の所持許可を受けている者	クロスボウ所持許可を受けている者	クロスボウ所持許可を受けていない者	クロスボウ所持許可を受けていない者	クロスボウ所持許可を受けていない者	クロスボウの許可を受けている者	猟銃又は空気銃の所持許可を受けている者	初心者	現に所持するクロスボウの所持許可を受けようとする者（射撃競技参加選手等を除く）
写真（2枚）	○			○	○	▲	▲	▲	●
診断書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住民票の写し				○	◎			○	
クロスボウ講習会の講習修了証明書	提示	提示	提示	提示	提示	提示	提示	提示	提示
射撃資格認定証（現に認定を受けている者に限る）	提示	提示	提示	提示	提示	提示	提示	提示	
許可証	提示	提示	提示			提示	提示		提示
やむを得ない事情を明らかにした書類		○		○					
使用実績報告書		○		○					○
経歴書	○	●	●	○	◎	○	○	○	●
同居親族書	○	●	●	○	◎	○	○	○	●
譲渡等承諾書	○	○	○	○	○				
身分証明書	○	●	●	○	◎	○	○	○	●
保管状況報告書	○	○	○	○	○				○
クロスボウ射撃指導員の許可に係る許可証の写し						提示	提示	提示	
クロスボウ射撃指導員の同意書						○	○	○	

- 注1 申請書は1通である。
- 注2 診断書については、例えば、クロスボウ射撃資格認定申請に際しての診断書の提出と、所持許可申請に際しての診断書の提出とが近接している場合など、申請日において作成日から起算して3ヶ月以内の診断書については、繰り返し申請書に添付できる。
- 注3 譲渡等承諾書とは、前所有者の譲渡等承諾書をいう。なお、相続、発見等による場合には、その理由を証明する書類とする。
- 注4 住民票の写しについては、本籍地の記載のあるものに限る。（外国人の場合は、国籍等の記載のあるもの）
- 注5 講習修了証明書の提示は、射撃指導員の場合、射撃指導員指定書を提示すれば足りる。
- 注6 クロスボウ講習会の講習修了証明書は、許可時において、その交付の日から起算して3年を経過していないものに限る。（提示で可）
- 注7 ◎については、射撃資格認定証の交付を得ている者が、前記に係る申請を行った公安委員会に対し所持許可申請を行う場合は、添付書類を省略することができる。
- 注8 ●については、前記提出以降変更がなく、新たな許可証の交付を伴わない許可申請の場合には省略することができる。
- 注9 ▲については、クロスボウ射撃資格の認定を受けようとする者のうち、受けようとする認定の数が2以上である者は、受けようとする認定に1を加えた枚数の申請人の写真を提出する。
- 注10 許可証とは、クロスボウの所持許可を受けようとする者が猟銃又は空気銃の所持許可を受けているものである場合は、猟銃・空気銃所持許可証を、クロスボウの所持許可を受けている者である場合は、クロスボウ所持許可証をいう。（提示で可）
- 注11 用途が狩猟又は有害鳥獣駆除であるときは、狩猟免許又は鳥獣捕獲許可証を提示する。